

仕様書

令和8年5月12日
公益財団法人日本台湾交流協会
貿易経済部

1. 件名

「台湾当局や企業の有する防災技術と防災産業における日台連携の可能性に関する調査」

2. 事業の背景・目的

- (1) 日本と台湾は地震や台風などの大きな自然災害に数多く見舞われてきたが、そのたびに被災地の状況を我がこととして受け止め、世界の誰よりも早く温かい手を差し伸べ合ってきた。日台間のこうした思いやりは深い友情と強固な信頼を育み、他に類を見ないほど良好とも評される現在の日台関係の礎となっている。
- (2) このような中、当協会と台湾日本関係協会は、2015年11月に「防災実務に係る交流と協力の強化に関する覚書」を締結し、防災全般における最新の取組や優良事例の共有、技術交流及び技術協力を推進してきた。
- (3) これまでに当協会は、被害把握に資するAIやドローン技術、被害の疑似体験や予測に資するVR技術、通信及び観測システムに係る5Gネットワークや光ファイバー技術、地震に強靱なインフラ技術、バイオトイレ技術やこれまで台湾ではあまり馴染みがなかったものの最近関心が高まっている非常食などについて情報共有を図ってきた。また、防災とテクノロジー及びビジネスを結び付けることにより防災ソリューションの高度化を図る取組なども紹介してきた。
- (4) しかしながら、特に台湾においてどのような防災関連技術に対するニーズがあり、これに対して、日本の企業や研究機関がどのような貢献ができるのかという点について、これまで十分な現状把握が行われてこなかった。これらの情報を整理・発信することにより、防災分野における日台産業連携が一層促進されることが期待できる。
- (5) そこで、本件事業では、台湾の中央・地方当局における防災関連技術・製品に係るニーズと、日本と台湾の企業や研究機関の有する関連技術や製品開発に係る取組を整理するとともに、防災技術・製品の持続可能な提供を実現する上で必要不可欠な防災関連産業の育成や日台連携の可能性を検討する。これにより、今後、日本企業が台湾への市場参入や台湾企業又は研究機関との協力や協業を検討する際の一助になることを目的とする。

3. 事業の内容

上記2. の目的を達成するため、以下の項目の調査等を実施する。

調査項目 1 台湾の防災対策及び必要とされる技術・製品の調査

- (1) 台湾の中央・地方当局の防災対策及びそれに必要とされる技術・製品に係る情報について、当局関係者又は大学等の研究者へのヒアリング等を行った上で、整理し、とりまとめる。
- (2) 台湾の政府部門以外の関係者による防災対策及びそれに必要とされる技術・製品に係る情報について、企業関係者又は大学等の研究者へのヒアリング等を行った上で、整理し、とりまとめる。

調査項目 2 台湾企業又は台湾進出日系企業の有する防災関連技術の現状及び課題の調査

- (1) 上記調査項目 1 で抽出された台湾で必要とされる防災関連技術・製品に関して、台湾企業又は台湾進出日系企業の対応状況について、企業へのヒアリングやデスクトップ調査により現状や課題を調査し、その結果をとりまとめる。
- (2) 上記調査項目 1 で抽出された台湾で必要とされる防災関連技術・製品に関して、まだ台湾に進出していない日本の企業又は研究機関の対応可能性について、企業・研究機関へのヒアリングやデスクトップ調査により現状や課題を調査し、その結果をとりまとめる。

調査項目 3 防災関連産業の育成及び日台連携の可能性の検討

- (1) 台湾における防災産業の育成又は振興方策について、企業へのヒアリングやデスクトップ調査により現状や課題を調査し、内容をとりまとめる。
- (2) 台湾において、防災関連産業に関する日台連携を目指す場合、台湾企業、台湾進出日系企業又はまだ台湾に進出していない日本の企業・研究機関にどのような貢献可能性があるかについてヒアリングするとともに、その課題について考察する。

調査項目 4 台湾市場参入又は台湾企業等との協業における日本企業等の機会と留意点

- (1) 上記調査項目 1 で抽出された台湾で必要とされる防災関連技術・製品の提供に関して、日本の企業又は研究機関による台湾市場への参入や台湾企業との取引を行う際の留意点を明らかにする。
- (2) 上記調査項目 1 で抽出された台湾で必要とされる防災関連技術・製品に関して、日台の企業又は研究機関による共同研究・技術開発等を行う際の留意点を明らかにする。
- (3) 上記調査項目 1～3 の調査結果を整理、分析することにより、日本の企業又は研究機関による台湾市場への参入や台湾企業等との取引を行う際の連携・協業の可能性について、具体的なモデルの例示を含めて明らかにする。

4. 実施方法

(1) デスクトップ調査

先行研究に加え、日本・台湾の公的・民間機関の調査報告書やデータベース、事業者のホームページ等で発表されている公開情報等の調査により現状や実態等を把握する。

(2) 関連当局、企業及び関係機関等へのヒアリング調査

調査において必要な情報収集のため、台湾中央・地方部局及び関連産業団体の幹部や学界有識者などにヒアリング調査を行う（オンラインも可。30機関程度を想定）。ヒアリングに必要な資料、質問事項は概要につき当協会と事前に相談し、了解を得た上で、日本語、英語又は中国語で作成しておくこと。なお、受託者が海外に有する関係会社や協力会社等を通じての実施が望ましい。

(3) 調査報告書

本事業の実施結果を報告書にとりまとめるほか、収集資料のリスト化を行うこと。

(4) 諸条件

上記4.(1)から(3)の実施に当たっては、事前に当協会と協議し、ヒアリング結果、事業の進捗、報告書のとりまとめ方法等について定期的に調整・共有すること。

効果的な調査を行うため、必要に応じて、海外渡航又は国内ないしは域内での出張（招へい）を行うこと。（当該用務で生じる経費は委託料に含むこと）

(5) その他

- ・事業期間中、当協会から指示があった場合は、既に電子媒体化したデータ及び分析結果の全部又は一部を抽出し、速やかに提出すること。
- ・委託契約締結日から委託契約終了日までの間、必要に応じて当協会と打ち合わせを行うこと（オンライン可）。
- ・各業務の実施に当たっては、当協会と密に連携をとり、協議の上で行うこと。また、調査の進捗状況は随時報告し、不明な点は当協会の指示を仰ぐこと。

5. 実施期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

6. 提出物

契約書に記載のある所定書類以外の提出物は以下のとおり。

(1) 調査報告書

- ①調査報告書および調査で得られた元データを納入すること。
- ②調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式（Word形式等）のファイルも納入すること。オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、当協会以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、報告書内に出典を明記すること。
- ③調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。公開可能かつ二次利用可能なEXCEL等データが複数ファイルにわたる場合、可能な限り限られた数のフォルダに格納した上

で納入すること。

(2) 報告書概要

- ①調査報告書についてはレポート形式（word・容量不問）で作成するとともに、サマライズ版（30 スライド程度）を PDF 形式及び機械判読可能な形式（PowerPoint 形式等）で納入すること。
- ②上記①に加え、調査結果要旨を 1 スライド程度の PowerPoint 形式で納入すること。

7. 提出方法・期限

提出期限：令和 9 年 1 月 2 9 日（金）

提出先：当協会東京本部貿易経済部

提出方法：提出物一式を電子媒体（CD-R 等）1 件（コピー可能なもの）、
または当協会がダウンロード可能なクラウド等で提出

8. 事業予定

事業期間中における想定スケジュールは以下のとおり。

令和 8 年 6 月～7 月	当協会との契約、調査開始
令和 8 年 1 0 月頃	中間報告会
令和 8 年 1 2 月頃	報告書のとりまとめ、案の提示
令和 9 年 1 月頃	最終報告会、報告書提出
令和 9 年 2 月下旬	確定検査

9. 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和 5 年度版）」に規定された対策を講じるものとする。

10. 情報管理体制

- (1) 受注者は本事業で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、発注者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」を、提案書に含めるなどして契約前に提出すること。
(確保すべき履行体制)
契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、経済産業省が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。
- (2) 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に関示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、当協会の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) (1) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め当協会へ届出を行い、同意を得なければならない。

1 1. 履行完了後の情報の取扱い

当協会及び国から提供した資料又は当協会及び国が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、当協会担当者の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

1 2. 業務委託料の支払い

委託料は、全委託業務完了後、当協会が提出を受けた「業務完了報告書」の検収を行い、合格した後に契約書に基づき請求できるものとする。当協会は、請求書を受領した日から30日以内に、その請求額を受託者の指定する銀行口座に振り込む方法によって支払うものとする。

1 3. 問い合わせ先

公益財団法人日本台湾交流協会東京本部貿易経済部（委託調査担当）

電 話 03-5573-2607

E-mail bokei-k1@k1.koryu.or.jp